

不動産の鑑定評価に関する法律

不動産鑑定業者（国土交通大臣登録（2以上の都道府県に事務所を設ける場合）に限る）の登録または更新の登録

1. 案内情報

- ① 手続名 : 不動産鑑定業者（国土交通大臣登録）の登録
- ② 手続根拠 : 不動産の鑑定評価に関する法律第23条
- ③ 手続対象者 : 2以上の都道府県に事務所を設置して、不動産鑑定業者を営もうとする者（新規登録）
国土交通大臣の登録を受けている不動産鑑定業者で有効期間の満了後引き続き不動産鑑定業者を営もうとする者（更新登録）
- ④ 提出時期 : 登録を受けようとするとき（新規登録）
有効期間満了の日前30日まで（更新登録）
- ⑤ 提出方法 : 登録申請書及び添付書類を主たる事務所を管轄する都道府県を經由し、その都道府県を管轄する各地方整備局等（別紙参照）へ提出
- ⑥ 手数料 : イ) 登録申請者が、個人でかつ不動産鑑定士であるもの
62,800円（新規登録）または**31,400円**（更新登録）の収入印紙を登録申請書第一面の所定欄に貼付してください。
オンライン申請の場合は**62,100円**（新規登録）または**30,900円**（更新登録）を電子納付してください。
ロ) 上記イ)以外の者
国税の収納を行う銀行、郵便局等において、登録免許税として別紙税務署あて**90,000円**を納付し、その領収証書を登録申請書の第三面に貼付してください。
オンライン申請の場合は**90,000円**を電子納付してください。
更新登録については上記イ)と同様になります。
- ⑦ 添付書類・部数 : ・不動産鑑定業経歴書
・事務所ごとの不動産鑑定士及び不動産鑑定士補の氏名を記載した書面
・不動産の鑑定評価に関する法律第25条各号に該当しないことを誓約する書面
・専任の不動産鑑定士の発令書
・登録申請者（法人の場合、役員）及び専任不動産鑑定士の略歴
・定款または寄附行為及び登記事項証明書（法人の場合）
・住民基本台帳ネットワークに加入していない市町村に住民票がある場合には住民票の抄本等（個人の場合）
部数は申請書・添付書類とも**正1、副2、事務所の所在する都道府県の数の写し**
- ⑧ 申請書様式 : 登録申請書（表、裏）
- ⑨ 記載要領・記載例 : 提出先の都道府県または主たる事務所のある都道府県を管轄する地方整備局等若しくは国土交通省土地・水資源局地価調査課へお問い合わせ下さい。

2. 窓口情報

- ① 提出先 : 主たる事務所を管轄する都道府県の不動産鑑定業者登録担当課
- ② 受付時間 : 提出先の都道府県にお問い合わせ下さい。
- ③ 相談窓口 : 提出先の都道府県（不動産鑑定業者登録担当課）または主たる事務所のある都道府県を管轄する地方整備局等若しくは国土交通省土地・水資源局地価調査課

3. 手続情報

- ① 審査基準 : 不動産の鑑定評価に関する法律第24条
- ② 標準処理期間 : 3週間
- ③ 不服申立方法 : （行政不服審査法の規定による）

[別紙]

各 地 方 整 備 局 等 一 覧

各地方整備局等の名称	管内都道府県名 (書類の経由都道府県)	納税地の名称及び所在地
北海道開発局	北海道	札幌国税局札幌北税務署 北海道札幌市北区北三十一條西7-3-1
東北地方整備局	青森県、岩手県、宮城県、 秋田県、山形県及び福島県	仙台国税局仙台北税務署 宮城県仙台市青葉区上杉1-1-1
関東地方整備局	茨城県、栃木県、群馬県、 埼玉県、千葉県、東京都、 神奈川県、山梨県及び長野県	関東信越国税局浦和税務署 埼玉県さいたま市浦和区常盤4-11-1 9
北陸地方整備局	新潟県、富山県及び石川県	関東信越国税局新潟税務署 新潟県新潟市中央区當所通二番町692-5
中部地方整備局	岐阜県、静岡県、 愛知県及び三重県	名古屋国税局名古屋中税務署 愛知県名古屋市中区三の丸3-3-2
近畿地方整備局	福井県、滋賀県、京都府、大阪府、 兵庫県、奈良県及び和歌山県	大阪国税局東税務署 大阪府大阪市中央区大手前1-5-63
中国地方整備局	鳥取県、島根県、岡山県、 広島県及び山口県	広島国税局広島東税務署 広島県広島市中区上八丁堀3-19
四国地方整備局	徳島県、香川県、 愛媛県及び高知県	高松国税局高松税務署 香川県高松市天神前2-10
九州地方整備局	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、 大分県、宮崎県及び鹿児島県	福岡国税局博多税務署 福岡県福岡市東区馬出1-8-1
沖縄総合事務局	沖縄県	沖縄国税事務所那覇税務署 沖縄県那覇市旭町9

(第一面)

登 録 申 請 書				収入印紙又は証紙はり 付け欄 (消印してはならない)
登録の種類	新規・更新・登録換え	※登録番号	国土交通大臣 登録第 号 知事	
		※登録年月日	年 月 日	
<p style="text-align: center;">第22条第1項 不動産の鑑定評価に関する法律第22条第3項の規定による不動産鑑定業者の 第26条第1項</p> <p>登録の申請をします。 登録換え</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">申請者の住所 及び氏名</p> <p style="text-align: right;">印</p> <p style="text-align: center;">地方整備局長 北海道開発局長 殿 知事</p>				
ふりがな 名称又は商号				
登録申請者 ふりがな 氏名				
役 員 の 氏 名 及 び 役 名				
ふりがな 氏名	役 名	ふりがな 氏名	役 名	
申請時の登録	国土交通大臣 登録第 号 (年 月 日登録) 知事			

(第二面の備考を参照のこと)

(第二面)

事務所の名称及び所在地並びに事務所ごとの専任の不動産鑑定士の氏名		
事務所		専任の不動産鑑定士の 氏　　り　　が　　な 氏　　　　　　　　　名
名　　称	所　　在　　地	
(主たる事務所)		
(1) (従たる事務所)		
(2)		
(3)		
(4)		
(5)		
(6)		
(7)		

備考

- 1 ※印欄は、記入しないこと。
- 2 「登録の種類」欄には、該当するものを○で囲むこと。
- 3 不動産鑑定士である登録申請者が自ら実地に不動産の鑑定評価を行う事務所については、その旨を「専任の不動産鑑定士の氏名」欄に記入すること。
- 4 第22条第1項、第22条第3項、第26条第1項の文字のいずれか2つを、及び登録、登録換えの文字の一方を消すこと。
- 5 「新規」及び「登録換え」で国土交通大臣の登録を受けようとする者（不動産鑑定士を除く。）は、第三面に登録免許税の領収証書をはり付けること。その他の者は、第一面の収入印紙又は証紙はり付け欄に所要額の収入印紙又は証紙をはり付けること。

(第三面)

登
録
免
許
税
納
付
書
・
領
収
証
書
は
り
付
け
欄

別記様式第八(第三十条関係)

添付書類(イ) (法第23条第2項第1号)

不動産鑑定業経歴書

不動産鑑定業 の沿革	創業	年 月 日									
	組織等 の変更	年月	変更の概要								
直前5年間の不動産鑑定業の概要											
評価の対象	評価目的 件数等	売 買		担 保		補 償		そ の 他		計	
		件数	報酬	件数	報酬	件数	報酬	件数	報酬	件数	報酬
土 地	件	千円	件	千円	件	千円	件	千円	件	千円	
建 物											
権 利											
土地及び建物等											
そ の 他											
計											

備 考

1. 対象不動産の種別の「権利」欄には、土地又は建物に関する所有権以外の権利について行った不動産の鑑定評価について記載すること。
2. 価格の対象の「土地及び建物等」欄には、土地及び建物（これらに関する所有権以外の権利を含む。）について一体として行った不動産の鑑定評価について記載すること。
3. 対象不動産の種別の「その他」欄には、土地若しくは建物又はこれらに関する所有権以外の権利の外の不動産について、他人の求めに応じ報酬を得て行った評価等の行為について記載すること。

誓 約 書

私
私 共 役 員は「不動産の鑑定評価に関する法律」第
25条第1号の「破産者で復権を得ない者」に該当しない
事を誓約します。

平成 年 月 日

殿

申請者名

印

誓 約 書

私
私 共 役 員は「不動産の鑑定評価に関する法律」第25条
第2号の「禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定に違
反し、若しくは鑑定評価等業務に関し罪を犯かして罰金の刑に
処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなっ
た日から3年を経過しない者」に該当しない事を誓約します。

平成 年 月 日

殿

申請者名

㊞

誓 約 書

私
私 共 役 員 は「不動産の鑑定評価に関する法律」第25条
第3号の「第16条第6号又は第7号に該当する者」に該当しな
い事を誓約します。

平成 年 月 日

殿

申請者名



誓 約 書

私
私 共 役 員は「不動産の鑑定評価に関する法律」第25条第
4号の「第30条第6号又は第41条の規定により登録を消
除され、その登録の消除の日から3年を経過しない者」に該
当しない事を誓約します。

平成 年 月 日

殿

申請者名

誓 約 書

私
私 共 役 員は「不動産の鑑定評価に関する法律」第25条
第5号の「第41条の規定による業務の停止の命令を受け、そ
の停止の期間中に第29条第1項第1号に該当し、法第30条
第1号又は第2号の規定に基づきその登録が消除され、まだそ
の期間が満了しない者」に該当しない事を誓約します。

平成 年 月 日

殿

申請者名

印

誓 約 書

当社は「不動産の鑑定評価に関する法律」第25条
第1号、第2号、第4号、第5号に該当しないことを
誓約します。

平成 年 月 日

殿

申請者名

㊞

登 録 申 請 者 の 略 歴

現 住 所						
氏 名	<table border="0"> <tr> <td style="text-align: center;">明 大 昭</td> <td>生年月日</td> <td>年</td> <td>月</td> <td>日</td> </tr> </table>	明 大 昭	生年月日	年	月	日
明 大 昭	生年月日	年	月	日		
主 な 職 歴	年 月					
	年 月					
	年 月					
	年 月					
	年 月					
	年 月					
	年 月					
	年 月					

上記の通り相違ありません

平成 年 月 日

氏 名

㊞

(摘要) 職歴が記載できない場合は別紙に書いて添付して下さい。

専任不動産鑑定士の略歴

現住所			
氏名	明大昭	生年月日	年 月 日
不動産鑑定士	登録番号	第 号	登録年月日 年 月 日
主な職歴	年 月		
	年 月		
	年 月		
	年 月		
	年 月		
	年 月		
	年 月		
	年 月		

上記の通り相違ありません

平成 年 月 日

氏名

㊟

(摘要) 職歴が記載できない場合は別紙に書いて添付して下さい。